



令和4年台風第15号に伴う災害により被害を受けられました皆さまへ

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社では、次の窓口において、お客さまからの被害のご連絡、ご相談、およびお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。


事故・被害のご連絡は、下記窓口までお願いいたします。
〈ハウスガード 事故受付センター〉
 **0120-365-099**
24時間365日受付
〈事故受付インターネット窓口〉
当社ホームページの下記画像から事故受付サイトに進みます。



インターネットでの事故のご連絡
事故受付インターネット窓口
クリックして受付フォームへ進む▶▶▶

■災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ

当社では災害救助法が適用された地域にお住まいで被害を受けられたお客さまを対象に、「保険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これら措置の適用をご希望のお客さまは、次の窓口までお申し出ください。

ハウスガード カスタマーセンター
 **0120-365-289**
受付 9:00~17:00 (年末年始を除く)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
静岡県	静岡市 (しずおかし) 浜松市 (はままつし) 沼津市 (ぬまづし) 三島市 (みしまし) 富士宮市 (ふじのみやし)	9月23日

	島田市 (しまだし) 富士市 (ふじし) 磐田市 (いわたし) 焼津市 (やいづし) 掛川市 (かけがわし) 藤枝市 (ふじえだし) 御殿場市 (ごてんばし) 袋井市 (ふくろいし) 裾野市 (すそのし) 湖西市 (こさいし) 御前崎市 (おまえざきし) 菊川市 (きくがわし) 牧之原市 (まきのはらし) 駿東郡清水町 (すんとうぐんしみずちょう) 駿東郡長泉町 (すんとうぐんながいずみちょう) 榛原郡吉田町 (はいばらぐんよしだちょう) 榛原郡川根本町 (はいばらぐんかわねほんちょう) 周智郡森町 (しゅうちぐんもりまち)	
--	--	--

以 上